

第5章 計画の実効性の確保

1 計画の推進体制の整備

基本計画に掲げる施策の推進にあたっては、総合的かつ円滑な施行を確保するため、庁内の関係部局等で組織する堺市消費者行政庁内委員会等において連携し、施策の効果的な推進を図ります。

また、国・大阪府等の関係機関や、消費者団体、事業者団体等の関係団体との緊密な連携を図り、施策の円滑な推進に努めます。

2 計画の検証・評価・改善、実施状況の公表

計画を総合的かつ計画的に推進していくため、各施策の進捗状況等を堺市消費生活審議会に報告し意見を聴取することで、毎年度、実績等の検証・評価を行います。

さらに、改善や充実等、見直しの必要な施策については、適宜修正を行います。

なお、各施策の実施状況については、ホームページ等を通じて市民に情報提供します。

<計画の推進イメージ>

